

令和 8 年 1 月 2 3 日 招集

唐津市議会臨時会提出議案

報告第1号

専決処分の報告について（その1）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年1月23日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月6日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

市道上におけるグレーチングの跳ね上がりによる普通自動車に対する物損事故

2 事故発生年月日

令和7年9月10日

3 事故発生場所

佐賀県唐津市浜玉町鳥巢13番1地先の市道上

4 損害賠償の額

金1,104,300円

5 損害賠償及び和解の相手方

福岡県八女市井延191番地1

久留米灌水資材株式会社 八女営業所

所長 XXXXXXXXXX

6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 前号以外に唐津市と5の損害賠償及び和解の相手方の間には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方の間には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

